

産政第80号  
令和2年5月8日

山形県中小企業団体中央会会長 様

山形県産業労働部長

企業等に対する感染防止対策の徹底の要請について

日ごろ、山形県産業労働行政に多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染者は、4月中旬以降、新規の感染確認が限定的になっているところですが、政府においては、全国の感染状況を踏まえ、全都道府県を対象とした緊急事態宣言を5月31日まで延長しました。本県においても、引き続き、営業の自粛や感染防止対策の徹底等を講じる必要があります。

このため、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部では、5月11日以降の企業等に対する要請を別紙のとおり行うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を阻止するという趣旨を踏まえ、営業再開にあたり別添の感染防止対策に十分努めるよう、会員事業所等への周知について御協力賜りますようお願いいたします。

なお、営業自粛を要請する事業者については、別添写しのとおり、所管部局から要請を行っております。



担 当  
山形県産業労働部  
商工産業政策課 杉原  
TEL 023-630-2134

令和2年5月8日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

関係事業者様

山形県  
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
本部長 吉村美栄子

### 企業等に対する感染防止対策の徹底の要請について

山形県における新型コロナウイルス感染者は、3月31日に1例目が確認されて以降、県内の広範囲に広がっていましたが、4月中旬以降は、新規感染者の確認が減少しております。営業自粛に対する関係事業者の皆様への御理解と御協力に心より感謝申し上げます。

一方、政府は、全国の感染状況を踏まえて、全都道府県を対象とした緊急事態宣言を5月31日まで延長しました。本県においても、引き続き、感染防止対策の徹底等を講じる必要があります。

つきましては、別紙「企業等に対する要請について」の2のとおり、5月11日以降、感染防止対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

特に、パチンコ店、ゲームセンター、スポーツクラブ（ジム）にあつては、感染リスクが高いことを踏まえ、一層の徹底を要請します。

なお、併せて参考資料（別添）をお送りしますので、具体的な対策の参考として下さい。

## 1 営業自粛(休業)を要請

施設の種類	施設例	内容	要請期間
接待を伴う飲食店	キャバレー、ナイトクラブ、 スナック	営業 自粛 (休業)	5月11日(月)～5月14日(木) ※5月14日をめぐりに開催される政府 の専門家会議等の意見や政府判断を 踏まえ、再検討
全国でクラスター が発生した施設	バー、カラオケボックス、 ライブハウス		

## 2 感染防止対策の徹底を要請 (要請期間：5月11日(月)～5月31日(日))

## (1) 遊技場・屋内運動施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

特に、パチンコ店、ゲームセンター、スポーツクラブ(ジム)には強く要請。

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔(2m目安)を確保
- (ii) 入退出時や集合場所等において人と人との十分な間隔(2m目安)を確保
- (iii) 適切な換気と客の入れ替えのタイミングでの消毒の実施
- (iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや効果音等を最小限のものとし、従業員が、客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- (v) パチンコ店については、自主的な営業時間の短縮等を要請

## (2) その他の施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

具体的には、施設に応じて徹底した感染防止対策を求める。

## ○ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

上記(i)～(iii)を実施

## ○ 博物館、美術館又は図書館

上記(i)～(iii)+必要に応じて、入場の制限等を実施

## ○ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等

上記(i)～(iii)+従業員と客、客と客との間にパーティションを設置等

## ○ その他、飲食店等

上記(i)～(iii)+多人数での使用を控え、大皿での取り分けによる食品提供を自粛、衛生面や健康面の管理を徹底 等

## (3) 各施設共通

不要不急の帰省や旅行などの県域をまたいだ移動の自粛や、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践などを県民に要請していることを踏まえた、適切な感染防止対策を要請。

## 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス								
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					—	
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）抜粋

（リスク評価とリスクに応じた対応）

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
  - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
  - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

（各業種に共通する留意点）

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
  - ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
  - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
  - ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
  - ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
  - ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ・

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ゴミの廃棄）

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

（清掃・消毒）

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い。

（その他）

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定